○農林水産省告示第千二百十八号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条の二第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十六年六月三十日農林水産省告示第八百六十号（衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月三日から施行する。

平成二十七年五月十八日

農林水産大臣　林　芳正

表三の項の項名中「遠洋かつお・まぐろ漁業及び」を削り、同項を四の項とし、同項の前に次のように加える。

三　遠洋かつお・まぐろ漁業	イ　インド洋協定海域 ロ　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）	四時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
	ハ　次に掲げる海域を除く海域 (1)　インド洋協定海域 (2)　大西洋条約海域 (3)　我が国の排他的経済水域、領海及び内水から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。

○農林水産省告示第千二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市丹戸字釜ノ上三五八、三六〇、三六三から三六七まで、三七三、三七四、三七八から三八四まで、字石坂四三九の一、四三九から四四五まで、四五七、四五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字釜ノ上三六五、三八〇、字石坂四三九の一、四四五から四四八まで、四五八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市山東町三保字東山三〇二〇の三（次の図に示す部分に限る。）、字柳坪三九九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東山三〇二〇の三・字柳坪三九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区奥荒田字西山四八八の三の一、四八八の五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西山四八八の五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市大屋町横行字中山一六の二八〇から一六の二八三まで、一六の五五二から一六の五五五まで、字井ノ原一九八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山一六の二八三・一六の五五二・字井ノ原一九八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町下長尾字権現一八三七の一の二、一八三七の一の五、字権現奥一八三八の七七、東藤川字白倉三六二の三、字沢向四六六から四七〇まで、四七五から四七八まで、四八九、字末奥五一一の一、五一一の二、五一一の五、五一二の一の一、五一二の一の二、字源六　一八一九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字権現一八三七の一の二（次の図に示す部分に限る。）、字権現奥一八三八の七七（次の図に示す部分に限る。）、字源六　一八一九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）